

[常陸国総社宮(石岡市)]見学レポート









振り返って見る



さらに進む







健康ウォーキングコース⑧



常陸大掾氏歴史コース⑤

常陸國總社宮

石岡駅から	51キロメートル	166キロメートル
次の常陸府中村公民館まで	05キロメートル	46キロメートル

所在地 石岡市総社二丁目八番

常陸國總社宮は大室令に制定された神祇宮に相当するもので、神祇の祭祀を掌り国内の諸社を総管した神社である。古くは国衙の近くに設けられ、国府の宮と称されていたが、延喜年間（九〇一〜九二二）に天神地祇の六柱の神が祀られ、六所の宮と呼ばれるに至り、さらにその後、総社の名が使用され今日に至った。

社伝によると、始め国家鎮護の社として全国のうち、常陸・武蔵・甲斐・駿河・長門・対馬の国府が選ばれ、常陸国府に第一創建あるべしの勅令により建てられたとある。

◇大掾氏との関わり

総社は、国内の諸社を総括したもので、国府との関係から大掾氏とも深い縁がある。

◇エピソード①常陸總社文書と大掾氏

総社宮には、常陸總社文書という貴重な文書が残っており、県指定文化財となっている。この文書は治承三年（一一七九）から、天保年間に至る中世及び近世の文書であり、源頼朝参兵の前年（治承三年）の文書、永仁五年の徳政令に関する文書など、資料価値の高い文化財で50通が指定されている。

その中には大掾氏に関する記述も見られ「總社敷地田島坪付注文所簡」には、第12代時幹の名が見られ、總社敷地に対する知行権を有している様子などがわかる。

市指定有形文化財（建造物） 常陸國總社宮本殿

平成十七年四月十四日指定

總社宮本殿の特徴のひとつに、内陣と外陣間仕切りの棧唐戸の仕様が、観音開きの棧唐戸で、普段見る機会のない扉である。現状は、赤塗塗り仕上げで、その上に3×4寸角の連続模様の痕跡がある。これは金箔が剥げた痕跡で、金箔が貼られた流りは、奥内のほかの神社に類例を見ることはできないといわれている。また、この扉の裏面には、天和三年（一六八三）寄進の年号と寄進者9名の名前が刻まれており、本殿の建築時期を特定する貴重な資料である。

平成二十一年二月 石岡市教育委員会

常陸國總社宮

所在地 石岡市総社二丁目八番

常陸國總社宮は大宝令に制定された神祇官に相当するもので、神祇の祭祀を掌り国内の諸社を総管した神社である。古くは国衙の近くに設けられ、国府の宮と称されていたが、延喜年間（九〇一〜九二二）に天神地祇の六柱の神が祀られ、六所の宮と呼ばれるに至り、さらにその後、総社の名が使用され今日に至った。

社伝によると、始め国家鎮護の社として全国のうち、常陸・武蔵・甲斐・駿河・長門・対馬の国府が選ばれ、常陸国府に第一創建あるべしとの勅令により建てられたとある。

◇大掾氏との関わり

総社は、国内の諸社を総括したもので、国府との関係から大掾氏とも深い縁がある。

◇エピソード〜常陸總社文書と大掾氏

總社宮には、常陸總社文書という貴重な文書が残っており、県指定文化財となっている。この文書は治承三年（一一七九）から、天保年間に至る中世及び近世の文書であり、源頼朝挙兵の前年（治承三年）の文書、永仁五年の徳政令に関する文書など、資料価値の高い文化財で50通が指定されている。

その中には大掾氏に関する記述も見られ「總社敷地田島坪付注文断簡」には、第12代時幹の名が見られ、總社敷地に対する知行権を有している様子などがわかる。

県指定有形文化財(絵画) 『扁額三十六歌仙絵』

昭和五十八年三月十八日指定

室町時代、文龜2年(一五〇二)に、常陸小川の城主園部時定一族によって奉納されたもので、絵師成田小次郎の作である。

縦四〇・九センチメートル、横一〇〇・三センチメートルの正面と縦四〇・九センチメートル、横六十七・八センチメートルの背面からなり、着色板絵で額装されている。描法、色調とも繊細なスタイルでかつ、全体に優雅な作品であり、保存度も良好である。室町時代の在銘歌仙絵は、全国的に遺品が少なく中世絵馬の作例として貴重な文化財である。



扁額三十六歌仙絵

県指定有形文化財(工芸品) 漆皮軍配(伝太田道灌奉納)

昭和五十八年三月十八日指定

小型の軍配と長い柄の形式は古く、室町時代の作と推定されている。縦長四八・九センチメートル、最大幅一九・一センチメートル、柄幅二六センチメートルの鞆革製黒漆の軍配。表には朱漆で種子を描いている。

寛文8年(一六六八)太田資宗、資次の奇進銘のある箱に収められており、保存状態も良好である。



漆皮軍配
(伝太田道灌奉納)

県指定有形文化財(工芸品) 漆皮軍配(伝佐竹義宣奉納)

昭和五十八年三月十八日指定

安土・桃山時代の作と推定されている。縦長四五・一センチメートル、最大幅一八センチメートル、柄幅二・二センチメートルの鞆革製金箔の軍配。表には種子を中心に十二支を表し、裏には朱漆で佐竹氏の家紋を描いている。漆の剥落はなく、保存の状態も良好である。

伝太田道灌奉納の軍配の刺を踏襲したもので、価値の高い文化財である。

県指定有形文化財(古文書) 常陸總社文書

昭和五十八年三月十八日指定

治承3年(一一七九)から天保年間(一八三〇～一八四三)に至る記述がなされている。縦約四〇センチメートル、横五〇センチメートルの絹表紙で折本書帖1冊に表装されている。これは安政2年(一八五五)森與惣兵衛他2名が表装を加え、箱に収めたもので保存状態は良好である。

貴重な記述が多く、たとえば最古の「常陸國總社造管注文書」は、国術の在庁官人が造営を諸社に宛て課した珍しいものである。また、仁永5年(二九七)留守所下文は、永仁の徳政令の発令後1ヶ月も経ないうちに、田や屋敷地を取り戻したと言う事実を伝えている資料など、類例のない歴史的価値の高い文書が多い。指定になっているのは全部で50通である。



常陸總社文書

市指定有形文化財(彫刻) 随神像(左大臣・右大臣)

昭和六十年十一月八日指定

随神像2体は、延宝8年(一六八〇)に京五条通り、大仏師寂幻の作で、樟材を用いた奇木造である。右大臣は朱、左大臣は群青色であるが、現在では剥落が激しい。左大臣像の一部に金箔が残っている。正徳・明和年間に2度の彩色が施された。膚の張り、袖の張りには武人の尊大さを醸し出しており、神社を守護する風貌は、長く民衆に親しまれている。

正面は相撲場



随神門/1627年頃の再建



随神門と随神像

随神門 寛永四年(1627)頃再建

天正十八年(1590)、現在の石岡小学校敷地にあった常陸府中城は佐竹義宣に攻められ落城しました。この戦乱から逃れるため、常陸國總社宮は石岡市内・谷向の地に一時的に遷座したと伝えられています。この随神門はその後に本来の鎮座地であるこの場所に再建されました。本殿とともに、境内で最も古い建造物で、天井にはかつての相撲番付が貼り付けられています。平成二十三年には茅葺屋根の葺き替えが行われました。

随神像 石岡市指定有形文化財

延宝八年(1680)完成 作者 大仏師寂幻(京 五条通)
平成二十四年(2012)修復 修復士 飯泉太子宗(桜川市真壁町)



左大臣(向かって右)



右大臣(向かって左)

門内の随神像は左右一対からなる神域の守り神です。胎内の墨書等から製作や修理の年代が正確に判明しています。江戸時代前期に造られて以来、腐食などにより損壊が激しく、「石岡市常府いしおかの歴史的建造物等保存事業」の一環として解体修理が行われました。本来の持ち味を尊重するため、「古色仕上げ」の手法を採用。石岡市、公益財団法人東日本鉄道文化財団、氏子崇敬者の寄付により力強い姿の像が復活することになりました。

平成二十四年 三月 石岡市教育委員会



右から拝殿、本殿、神楽殿



拝殿(右手)と本殿(左手)



拝殿/昭和60年再建という







拝殿(左手)、幣殿と本殿(右手)



本殿/石岡市指定文化財



1827年の建造と記されている



市指定有形文化財（建造物） 常陸國總社宮本殿

平成十七年四月十四日指定

總社宮本殿の特徴のひとつに、内陣と外陣間仕切りの棧唐戸（たかど）の仕様がある。観音開きの棧唐戸で、普段見る機会のない扉である。現状は、赤漆塗り仕上げで、その上に3×4寸角の連続模様の痕跡がある。これは金箔が剥げた痕跡で、金箔が貼られた遺りは、県内のほかの神社に類例を見ることができないといわれている。また、この扉の裏面には、天和3年（一六八三）寄進の年号と寄進者9名の名前が刻まれており、本殿の建築時期を特定する貴重な資料である。

平成二十一年二月 石岡市教育委員会

右手は神楽殿、左手は随神門



正面は参集殿兼授与所/手前は井戸(神井)



境内社



神輿庫か





日本武尊腰掛石とある



随神門/境内側から見る







参考ホームページ

<http://ameblo.jp/mocchiv7232/entry-10344935278.html>

<http://jinja-kikou.net/hitati-soujya.html>

http://www.genbu.net/data/hitati/hitati_title.htm

<http://ibatabi.dayuh.net/isioka/sousya.html>

<http://www.sosyagu.jp/intro.php>